【規程番号　神女大Ⅵ－001】

神戸女子大学学納金減免規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 34 条の２（3）に基づく学納金の減額又は免除に関して必要な事項を定める。

（手続き）

第２条　学長は、学納金の減額又は免除を行う場合、事前に部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の承認を得るものとする。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 19 条第 3 号、神戸女子大学大学院学則第 20 条第 3 号に規定する「授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」の除籍等手続を定める。

（除籍とする未納期間）

第２条　除籍理由のうち、「督促してもなお納付しない」期間については当該未納学期の最終月の末日とする。ただし、卒業年度後期については当該年度の１月末日とする。

（９月卒業見込み学生の取扱）

第３条　９月末卒業の対象となる可能性のある学生の「督促してもなお納付しない」期間については、前条の規定にかかわらず別途指定する期日とする。

（未納学期の履修登録、期末試験等の取扱）

第４条　授業料等の未納学期における履修登録や試験の成績及び修得単位は授業料等が納付されるまで保留する。

（納付督促）

第５条　授業料等の納付指定期日までに納付しない者については、その保証人に対して納期経過後督促を行い、第２条または第３条に規定する期日までに納付しない場合は自動的に除籍となる旨告知する。

（除籍の日付）

第６条　除籍の日付は、授業料等が納付されている学期の末日とする。

（除籍の確認）

第７条　除籍の決定に際しては、第２条及び第３条に規定する未納学期最終月の翌月の部局長等か荻の意見を聴いて学長が決定し、同月の教授会に報告する。

（除籍の通知）

第８条　前条の確認、報告を経て除籍を決定した場合は、当該学生の保証人に対し第 6 条に定める日付をもって除籍した旨を第 2 条に定める日付をもって通知する。

（修得単位の認定）

第９条　本規程に基づいて除籍された者の修得単位の認定は、授業料等の納付が完了した学期までの単位とする。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、部局長会の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学学生の外国留学規程

第１条　神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第25条に基づく外国の大学への留学（以下「留学」という。）に関しては、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

２　この規程にいう外国の大学とは、神戸女子大学と提携協約を結んでいる外国の大学及び学長が認める外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

第２条　留学期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、１回かつ１年以内に限り留学の延長を許可することがある。

２　留学期間は、本学における修業年限に算入することができる。ただし、修業年限に算入することができる期間は１年を限度とし、１年を超える期間は休学扱いとする。

第３条　留学は、２回生以上の学年に限る。

２　留学は、所定の留学願により指定の期間内に願い出なければならない。

３　留学延長の場合は、留学期間終了の２か月前までに留学延長願を提出しなければならない。

第４条　留学の出願者が所属する学部の学部長（以下「所属学部長」という。）は、当該留学を教育上有益と認めるときは、学長に推薦する。ただし、所属学部長は、推薦に当たり教授会の意見を聴くことができる。推薦を受けた学長は、部局長等会議の意見を聴き留学を許可することができる。ただし、留学を許可する学生総数は、年間５名を限度とする。

２　留学を許可するか否かの決定に際しては、所属学部長が出願者の指導教授に諮り、その意見及び協力を求めることができる。

３　前２項の規定は、留学延長の場合にも準用する。

４　学科単位で学科の学生の多数を対象に行う海外留学で、学部長、学長が認めたものは常任理事会の審議を経て､第１項に定める留学を許可する学生総数の限度を超えて留学を許可することがある。

第５条　学生がこの規程により外国の大学において履修することのできる授業科目は、原則として学則第23条に規定する当該学部の専門教育科目の授業科目に相当する科目とする。

第６条　留学期間（留学延長の場合は全留学期間。以下同じ。）が終了したときは、１か月以内帰学して留学報告書を提出しなければならない。

２　単位の換算を受けようとする学生は、留学報告書に添えて、換算に必要な証明書その他の書類を提出しなければならない。留学期間終了後１か月以内にこれらの提出のないときは、単位の換算は行わない。

３　病気その他やむを得ない理由があるときは、その旨を証明する書類を添えて、前項の留学報告書及び単位の換算に必要な書類を郵送、代人による持参等により提出することができる。

４　この規程において単位の換算とは、学生が外国の大学において修得した授業科目の単位数及び成績を、学則第20条第２項に基づき60単位を限度として、当該学部の専門教育科目の単位数及び成績とみなすことをいう。留学延長の場合においても、単位の換算は、全留学期間につき60単位を限度とする

第７条　単位の換算は、所属学部長が行う。

２　所属学部長は、単位の換算に際しては留学報告書及び換算に必要な書類を審査するほか、必要と認めるときは外国の大学に照会してこれを行う。

3　所属学部長が単位の換算を行ったときは、その結果を学長に報告するとともに教務部に通知する。

第８条　学生が外国の大学において、留学又は留学の延長を受け入れられないとき、その受け入れを取り消されたとき、又は病気その他の理由により留学の辞退を認められたときは、1 か月以内に帰学して留学辞退届を提出しなければならない。ただし、留学辞退届は、病気その他やむを得ない理由があるときは、郵送、代理人による持参等により提出することができる。

第９条　留学開始の学年に学則第23条に従い受講届を提出して承認を得た授業科目で、留学により履修できなくなるものについては、受講届は無効とする。ただし、留学開始年度において、所属学部長の承認を得た授業科目については、帰学後、継続履修することができる。

2　帰学後、その年度において履修（継続履修を含む。）を希望する授業科目については、指定の期日までに、本人が教務部に届け出て承認を得なければならない。

第 10 条　この規程に定めるもののほか、外国の大学において履修することができる授業科目の種類、単位数及び履修方法の細目等については、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

第 11 条　留学願、留学延長願、留学辞退届、留学報告書その他留学に関して学生が提出する書類は、教務部に提出し、教務部からこれを所属学部長に送付する。

2　所属学部長は、留学又は留学の延長を許可したとき、及び留学辞退届その他の書類を受理したときは、必要な書類を関係部局に通知する。

第12条　留学を許可された者の留学期間中の授業料等（授業料及び教育・施設充実費をいう。以下同じ。）の納付については、次のとおりとする。

(1) 本学の授業料等は、所定の金額の４分の１とする。ただし、高等教育の修学支援制度により授業料等減免の適用を受けた場合は、減免後に本学へ納入するべき金額の４分の１とする。なお、１年を超える留学期間については休学者の取扱いに準ずる。

(2) 留学先の大学等の学費については、全額を本人負担とする。

第13条　留学又は留学延長の許可を受けた学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所属学部長は、外国の大学との協議を経て、その許可の取消しを学長に申請することがある。ただし、所属学部長は、申請に当たり教授会の意見を聴くことができる。申請を受けた学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を取消すことができる。

(1) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき。

(2) 本大学学生の本分に反する行為があったと認められるとき。

(3) 前条の学費の納付を怠ったとき。

第 14 条　この規程の改廃は、教学事項については、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。教学以外の事項については、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成10年４月１日から施行する。ただし、第12条の規定中、教育・施設充実費については、平成10年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

（目　的）

第１条　この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（推薦対象者）

第２条　推薦対象者は、機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生で、当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者及び当該年度に博士後期課程に入学した者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げる可能性のある者とする。

（候補者の選考等）

第３条　奨学金の返還免除を申請するものは、所定の書類を所属する研究科の長に提出するものとする。

２　各研究科の長は、奨学金返還免除希望申請者のうちから候補者を選考する。

３　前項の選考は、次条に定める選考基準により評価するものとする。

４　各研究科の長は､選考した候補者に順位を付して第５条に規定する委員会に提出するものとする。

（選考基準）

第４条　業績優秀者に関する基本的な選考基準は、機構が定める奨学規程に基づき学内外における業績を総合的に評価するものとする。

２　前項のほか各研究科の評価方法については、機構が定める奨学規程の評価基準に評価のウエイトの違いを設けることができる。

（委員会の設置）

第５条　本学に候補者の選考を行うため、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16　年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号）の規定に基づき、神戸女子大学奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の組織及び運営については、別に規則で定める。

（候補者の推薦）

第６条　学長は､委員会の議に基づき､候補者を決定し､独立行政法人日本学生支援機構に推薦する。

（推薦の取消）

第７条　学長は、前条による推薦後、学位論文・業績等に不正の事実が判明した場合は、委員会の議を経て当該推薦を取り消すことができる。

（補　足）

第８条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は必要に応じて部局長等会議の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規則

（趣　旨）

第１条　この規則は、神戸女子大学奨学金返還免除候補者選考規程（以下「選考規程」）第５条の規程に基づき、本学におかれる神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営について定めるものとする。

（任　務）

第２条　委員会は、選考規程による候補者の選考に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 各研究科から選考された候補者の選考

(2) 推薦する候補者の順位

(3) 選考基準及びその他の取扱い

(4) その他候補者の選考及び推薦に関する必要事項

２　前項第２号については、選考規程第３条４項の順位に基づき、各研究科及び全学的な均衡に配慮して行うものとする。

（組　織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長等）

第４条　委員長は、学長をもって充てる。

(1) 委員長は委員会を召集し、議長となる。

(2) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員に、その職務を代行させることができる。

（委　員）

第５条　委員は次に挙げる者とする。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 文学研究科長

(4) 家政学研究科長

(5) 健康栄養学研究科長

(6) 看護学研究科長

(7) 心理学研究科長

(8) その他必要に応じて委員長が指名する者

（任　期）

第６条　前条第７号の委員の任期は、当該年度内とし再任を妨げない。

２　委員の欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上出席がなければ会議を開くことができない。

２　議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員会の議を経て委員長が決定する。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（調査依頼）

第９条　委員会は、選考に関する専門的事項について、専攻主任会に調査依頼することができる。

（補　足）

第10条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は必要に応じて部局長等会議の意見を聴くことができる。

附　則

この規則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学学生寮学生運営委員会規程

（目的）

第１条　神戸女子大学天神寮、神戸女子大学行幸寮は寮生活の円滑な運営を図るため、寮生からなる学生寮学生運営委員会（以下、「委員会」という。）をおく。

（活動）

第２条　委員会は寮監長・寮監の指導・助言の下、次に掲げる事項について活動する。

(1) 寮内行事
(2) 防災訓練
(3) 地域ボランティア活動
(4) 委員会会報誌の作成
(5) その他各寮にて委員長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は次に掲げる委員によって構成する。任期は１年とする。

(1) 委員長　　１名
(2) 副委員長　　２名
(3) 会計　　１名
(4) その他委員長が必要と認めた者

（委員の選出方法）

第４条　各委員は寮生の希望者の中から寮監長・寮監の協議により決定する。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）

【規程番号　神女大Ⅵ－007】

神戸女子大学職業紹介業務運営規程

第１章　　総　則

第１条　本学は、職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき職業の紹介を行う。

第２条　本学で行う職業紹介は、本学在学生及び卒業生についてのみ行い、すべて無償とする。

第３条　本学は、学生及び求人者に適切な雇用情報等を提供し、必要な指導等を行うことにより、学生に対して、その適正、能力、経験、技能程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、求人者が当該職務等に適合する労働者を雇い入れることを促進するよう努めるものとする。

第２章　　求　人

第４条　本学は、すべての職種についての求人申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 申込みの内容が法令に違反している場合

(2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合

(3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合

(4) 本学の教育上不適当と認めた場合

第５条　本学に対する求人申込みは、求人票によって行い、各事項を漏れなく記入したものでなければならない。

第６条　求人票の受理に際しては、法令により義務づけられた労働条件等の明示を求めるものとする。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示をもとめるものとする。

第３章　　求　職

第７条　本学は、本学在学生及び卒業生のすべての求職の申込みを受理する。ただし、次の各号に該当するものは受理しない。

(1) 求職申込みの内容が法令に違反する場合

(2) 申込み内容が、本学の教育上不適当と認めた場合

第８条　求職の申込みは、所定の求職票により求職の要領を漏れなく記入したものでなければならない。

第４章　　紹　介

第９条　学長は、学長に代わって職業紹介事業に関する業務を担当する者（職業紹介業務担当者）を職員の中から選任する。

第10条　職業安定法第 2 条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるよう努めなければならない。

第11条　求人者に対しては、その希望に適合する求職者の紹介に努めなければならない。

第12条　紹介に際しては、求職者に、紹介時において、従事することになる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示する。

第13条　本学が求職者を求人者に紹介する場合は、必要に応じて本学所定の紹介状を交付する。

第14条　労働争議（同盟罷業又は作業所閉鎖）中の事業所に対しては、争議が解決するまで求職者の紹介はしない。

第５章　　その他

第15条　本学は、職業安定法第 51 条の２の規定に基づき、求職者及び求人者から知り得た個人的な情報は、全て秘密を厳守し、これを他に洩らしてはならない。

第16条　職業紹介の取扱者は、求職並びに求人の何人に対しても均等待遇を保障し、一切差別的取扱いをしない。

第17条　求職者、求人者ともに、両者の合意によって就職が決定した場合、直ちに本学にその旨を通知しなければならない。

第18条　職業紹介業務を行うに当たっては、公共職業安定機関と本学とが連携をとりながら実施するものとし、公共職業安定機関の求める諸報告書については、所定期日までに提出するものとする。

第19条　職業紹介に使用する帳票の種類は次のとおりとする。

イ　求人票（別紙、添付書式のとおり）

ロ　求職票（別紙、添付書式／就職登録票兼進路希望調査票のとおり）

ハ　紹介状（別紙、添付書式のとおり）

第20条　本学の職業紹介事業は、職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営するものとする。

第21条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 7 月 11 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ⅵ－008】

神戸女子大学職業紹介事業に係わる個人情報適正管理規程

第１条　この規程は、職業安定法第５条の４第２項の規定に基づき、職業紹介事業に係わる個人情報の取扱いについて定める。

第２条　個人情報の取扱者は、職業紹介業務担当者であるキャリアサポートセンター課長及び教務課長とする。

第３条　取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるように配慮するものとする。

第４条　取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

第５条　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

　なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、キャリアサポートセンター課長及び教務課長とする。

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 14 年 7 月 11 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ⅵ－009】

神戸女子大学学生健康診断規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日制定）にもとづき、神戸女子大学の学生に対する健康診断および事後措置等について必要な事項を定めるものとする。

（健康診断の種類）

第２条　健康診断は、定期健康診断および臨時健康診断とする。

２　定期健康診断は、毎年定期に行うものとする。

３　臨時健康診断は、学医が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第３条　学生は健康診断を受けなければならない。

２　疾病その他の事由によって健康診断を受けることができないときは、その事由を保健室に届け出なければならない。

３　前項の事由がなくなったときは、保健室に申し出てすみやかに健康診断を受けなければならない。

（事後措置）

第４条　大学は、健康診断の結果を受診した学生に通知するものとする。

２　大学は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは学医と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

３　健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第５条　休学中の者が復学しようとするときは、保健室に申し出て、健康診断を受けることがで　きる。

（証明書の発行）

第６条　第３条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とする時は、これを発行することがある。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）

【規程番号　神女大Ⅵ－010】

神戸女子大学学生表彰制度運用細則

（目的）

第１条　この細則は、「行吉学園学生表彰規程」（以下、「表彰規程」という。）第２条の各号に該当する学生個人又は団体を表彰することを目的とする。

（推薦方法）

第２条　表彰対象候補者の推薦は、次の方法により行う。

(1) 表彰規程第２条第１号に該当する者は、学科ごとに在籍期間を通して成績が最も優秀かつ品行方正な者を候補者として選び、学科主任が所定の書式により学部長に報告する。学部長は教務部長及び学生部長と内容を確認の上、部局長等会議に推薦する。

(2) 表彰規程第２条第２号に該当する者は、学友会に登録されたクラブ又は同好会に所属する個人又は団体の中から､所定の書式により学生課に届けられた活動成果に基づいて学生委員会で審査の上候補者を選び、部局長等会議に推薦する。

(3) 表彰規程第２条第３号に該当する個人又は団体は、本学学生又は教職員から所定の書式により学生課が届けを受け、学生委員会で審査の上候補者を選び、部局長等会議に推薦する。

(4) 表彰規程第２条第４号に該当する個人又は団体は、本学学生又は教職員から所定の書式により学生課が届けを受け、学生委員会で審査の上候補者を選び、部局長等会議に推薦する。

(5) 表彰規程第２条第５号に該当する者は、本学学生又は教職員が所定の書式により学生課へ推薦し、学生部長、学生課長の協議により決定する。

２　前項各号の候補者を推薦するにあたっては、その氏名、所属を公表することへの本人の同意を得て行うものとする。

（表彰の審議及び決定）

第３条　（削除）

（表彰の対象期間）

第４条　表彰規程第２条第１号は在籍期間の全てとし、それ以外は毎年４月から翌年の３月までとする。

（表彰式）

第５条　表彰規程第２条第１号の対象者は、その対象者の学位記授与式に表彰を行う。

２　表彰規程第２条第２号から第５号の対象者は、その決定された年度末に表彰を行う。

３　表彰対象者は、これを本学学生及び保証人に周知するものとする。

（細則の改廃）

第６条　この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この運用細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、平成 30 年 10 月 11 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この運用細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この運用細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（委員会名称の変更）

【規程番号　神女大Ⅵ－011】

神戸女子大学遺失物取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下「本学」という。）の学内において拾得された遺失物の取扱いについて定めるものとする。

（拾得物の届出）

第２条　学内で拾得した物品、金銭等（以下「拾得物」という。）については、24 時間以内に学生課へ届け出なければならない。

（拾得物の受理）

第３条　前条の規定により届け出られた拾得物は、学生課において確認の上、これを受理する。

　この場合、拾得者から請求があった時は「拾得物預書」を交付するものとする。ただし、拾得者が教職員及び本学の委託業者である場合については交付しない。

（遺失者への通知）

第４条　前条の規定により受理した拾得物のうち、遺失者の連絡先が判明している場合は、学生課から電話等で速やかに通知するものとする。

（拾得物の保管、公示）

第５条　拾得者から届け出のあった取得物は、学生課において保管し、公示する。

２　前項に定める公示期間は届け出のあった日から 7 日間とする。

（法令に基づく対応）

第６条　拾得物のうち、貴重品（財布、現金、カード、鍵、高価なアクセサリー、運転免許証、携帯電話等）については、公示期間を経過してもなお遺失者から申し出がないときは、「遺失物法」の定めにより「拾得物届出（明細）書」に現品を添えて所轄警察署長へ届け出るものとする。

２　前項に定める貴重品以外の拾得物（衣類、教科書、書籍、文具、及び傘等）については、学生課において一定期間（３か月）陳列する。

３　前項に定める陳列期間が経過しても引き取り人が現れず、遺失者が判明しない場合は、所有権を放棄したものとみなし、本学において適宜処分する。

（遺失者への返還）

第７条　拾得物の公示期間中に遺失者から引取りの申し出があった場合、又は記名等により遺失者が判明したもの等については、学生課において確認の上、遺失者へ返還する。

（引渡し）

第８条　第６条の規定により所轄警察署長に届け出た拾得物で、法的保管期間（3 ヶ月）を満了し、返還された物については、学生課から拾得者へ連絡の上、拾得者が１ヶ月以内に引き取るものとする。ただし、拾得者が所有権を放棄した場合及び１か月を経過しても引き取らない場合は、拾得権を放棄したものとみなし、その物件に関する所有権は本学に帰属する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃については、学生支員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ⅵ－012】

神戸女子大学強化クラブ規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学（以下、「本学」という。）における課外活動を通じた学生の成長を支援し、社会に貢献できる人材の育成を目的とする強化クラブについて定めることを目的とする。

（指定基準）

第２条　学長は、次の項目を満たすクラブを強化クラブに指定することができる。

(1) クラブでの目標が明確であること。

(2) 学内外での活動方針及び計画が明確であること。

(3) 本学の理念及び教育目標に沿った活動であること。

２　その他詳細については別途定めるものとする。

（支援内容）

第３条　強化クラブには、次の各号により支援を行う。

(1) 大学の年度計画及び予算の範囲内において支援を行う。

(2) その他、クラブの実情を勘案のうえ支援を行う。

（義務）

第４条　強化クラブは、毎年度末に活動状況について次のとおり報告する。

(1) 予算の執行に係る収支報告書を学生事務部長に提出する。

(2) 活動状況に係る報告書を学長に提出する。

（指定の継続）

第５条　学生委員会は、年度末に各指定強化クラブの活動状況及び成果を評価し、学長に指定の継続の可否について報告する。

（指定の取消）

第６条　学長は、学生委員会の報告を受け、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがある。

(1) 強化クラブの目標を達することが困難であると判断したとき。

(2) 正当な理由がなく、活動状況の報告を怠ったとき。

(3) 強化クラブに所属する学生の学業に支障をきたしているとき。

(4) その他、活動が継続できない状況になったとき。

（事務の所管）

第７条　この規程に関する事務は、学生課が行う。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（委員会名称の変更）

附 則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。